

東京都市計画高度利用地区の変更（東京都決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更（追加）する。

地区名	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
西大井一丁目地区	約 0.7 ha	以下 45/10	以下 6/10	以上 20/10	以上 200㎡	
	0.4 ha	40/10	8/10	20/10	200㎡	
白鬚西地区	約 40.0 ha	以下 35/10	以下 5/10	以上 10/10	以上 200㎡	
	2.6 ha	20/10	5/10	6/10	200㎡	
計	約 43.7 ha					

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

理由 市街地再開発事業との関連から、土地の合理的高度利用のため、高度利用地区を変更（追加）する。

変更概要

変更箇所	今回追加面積	変更前面積	変更後面積	摘要
品川区 西大井一丁目地内	約 1.1 ha	約 171.6 ha	約 215.3 ha	当初指定
荒川区 南千住三丁目、四丁目 及び八丁目各地内	約 42.6 ha			当初指定

西大井一丁目地区第1種市街地再開発事業

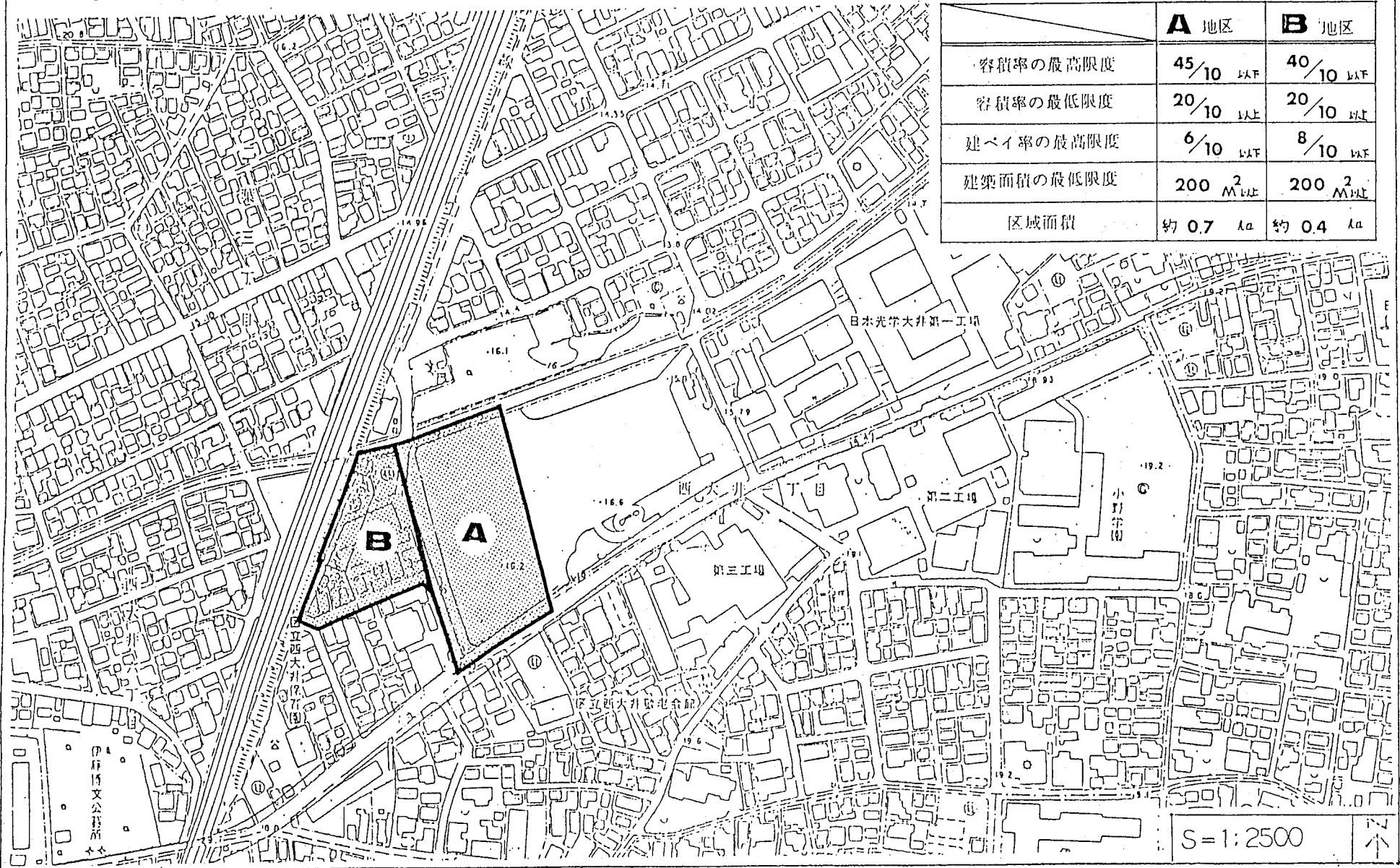
東京都市計画 高度利用地区 計画図 (1)



高度利用地区  
(約 1.1 ha)

確認 昭和58年 1月14日  
所管部課名 地域計画部土地利用計画課

	A 地区	B 地区
容積率の最高限度	45/10 以下	40/10 以下
容積率の最低限度	20/10 以上	20/10 以上
建ぺい率の最高限度	6/10 以下	8/10 以下
建築面積の最低限度	200 M <sup>2</sup> 以上	200 M <sup>2</sup> 以上
区域面積	約 0.7 ha	約 0.4 ha



西大井一丁目地区第一種市街地再開発事業

東京都市計画 高度利用地区 計画図(2)



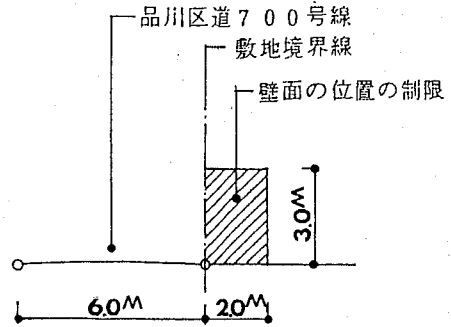
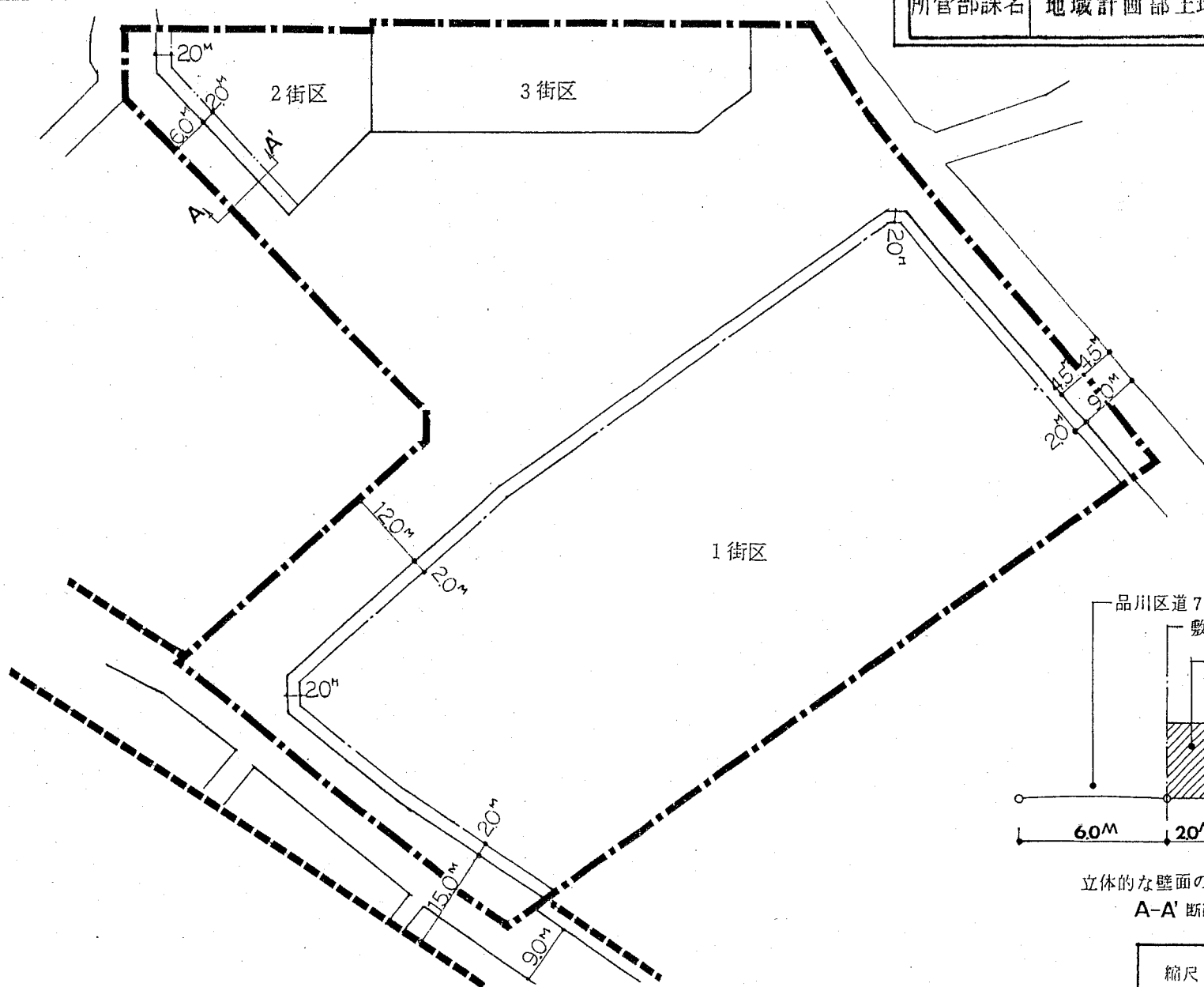
高度利用地区  
敷地境界線



壁面の位置の制限  
立体的な壁面の位置の制限

確認 昭和58年1月14日

所管部課名 地域計画部土地利用計画課



立体的な壁面の位置の制限  
A-A' 断面図 1:200

縮尺 1:700

